

II-1

豊かな心の育成 ～命と心を守り育む教育～



目標

- ① 児童生徒への理解を深め、生徒指導や道徳教育など学校教育活動全体を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を育み、いじめなどの問題行動の未然防止に努める。
- ② 教育相談体制の充実を図る。
- ③ 児童生徒の自己肯定感・自己有用感の育成を図る。

いじめ防止対策の徹底について

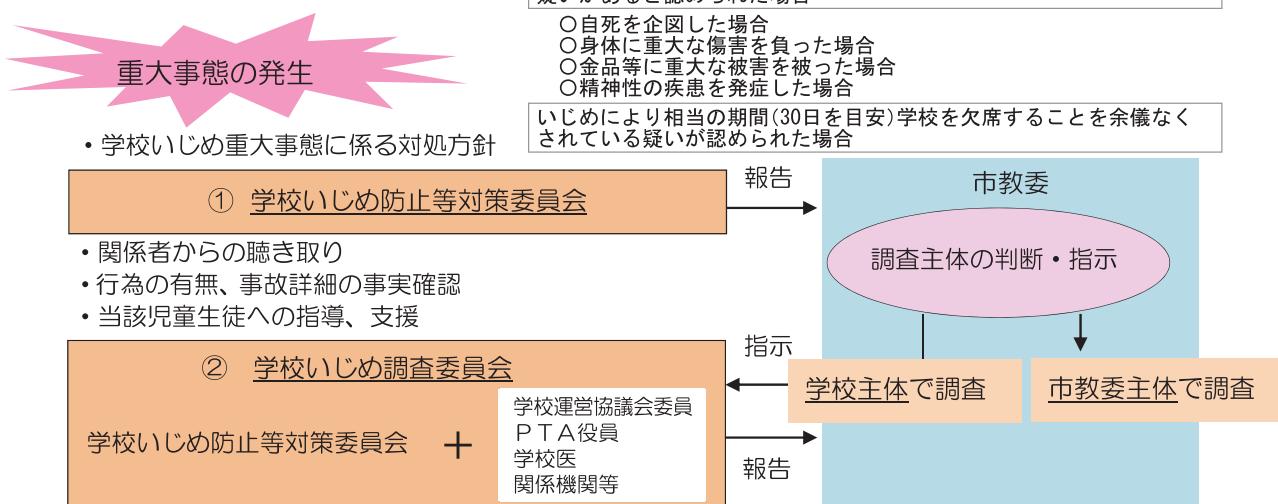
1 現状と課題

本市では、「仙台市いじめの防止等に関する条例」を平成31年4月に施行し、いじめ防止等のための対策に関する基本理念の中で、市、教育委員会、市立学校の教職員、保護者、地域住民の責務を明らかにするとともに、いじめ防止等のための基本となる事項を定めた。その上で、いじめ防止等対策を教育行政の最重要課題として、保護者や地域の理解と協力を得ながら、関係機関との連携の下、教育委員会と学校が一丸となって取り組んでいるところである。

本市においては、児童生徒がいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学べるよう、各学校が早期発見に取り組んだ結果、軽微なものも含む多くのいじめが認知されるようになった。いじめを認知した際には、適切かつ迅速に組織で対応することにより、いじめの解消を図ることが重要である。何よりも、いじめの防止に向けて、「いじめをしない・させない・許さない」という強い気持ちや、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を育むための日々の教育活動を継続的に行っていく必要がある。

また、各学校においては、教職員のいじめ問題への対応力や、特に配慮が必要な児童生徒への正しい理解といった教職員の資質能力の更なる向上を図りながら、校長のリーダーシップの下、学校組織全体で総力を挙げていじめ防止に取り組む必要がある。

【重大事態発生時の学校の対応】



2 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

未然防止・啓発活動 ～児童生徒・保護者・地域に対して～

いじめ防止「きずな」キャンペーン

5月と11月を強化月間とし、学校、家庭、地域が連携し、「いじめをしない・させない・許さない」という児童生徒の意識を高めることを目的としたいじめ防止に向けた各学校の自主的な取組を支援していく。

11月には全児童生徒を対象に、いじめに関するアンケート調査を行い、早期発見・早期対応に努める。

いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」

シートを活用することで、学校、家庭、地域が、いじめについて理解を深め、いち早く児童生徒のいじめに気付き、適切に指導や支援、相談に結び付ける。

いじめ事案報告

学校は軽微な事案も見逃さずに認知し、組織としての情報共有に努め、認知したすべてのいじめ事案について、いじめ事案集計表により市教委へ報告を行う。また、いじめが要因で欠席をした場合は欠席日数に関わらず、速やかに市教委へ報告を行う。過去にいじめがあり、欠席日数が15日を超えた場合も速やかに市教委へ報告を行う。

24時間いじめ相談専用電話

いじめ問題に悩む児童生徒や保護者が、いつでも相談できるように、教育委員会内に24時間対応可能ないじめ相談専用電話を設置し、早期発見に取り組む。

仙台市いじめSNS相談

小学校高学年、中、中等、高等学校の生徒を対象に、専門の相談員とSNSによるやり取りをしながら、いじめや悩みについて年4期間に加え、毎週日曜日、相談に応じる。また、いじめに関する情報やSOSを24時間受け付ける。

保護者・地域への啓発

学校のいじめ防止基本方針について必要な見直しを行い、学校のホームページ掲載等、保護者や地域住民が確認できるようにする。また、PTAなどと連携した取組等がある場合は、合わせて周知するように努める。

いじめ対応・人的支援 ～学校に対して～

いじめ不登校対応支援チーム

いじめに対する学校の適切な初期対応や継続指導を確実なものにしていくために、教育相談課主任指導主事、指導主事が「いじめ不登校対応支援チーム」として全市立学校を巡回訪問し、組織体制や取組状況の確認等を行う。

いじめ対策担当教諭

市立の全ての小中学校、中等教育学校及び特別支援学校へ、いじめ対策の中核を担う「いじめ対策担当教諭」を置き、各学校におけるいじめ対策のコーディネーター役とする。

いじめ対策支援員

いじめ事案を抱える小学校に、元警察官や元教員等の「いじめ対策支援員」を一定期間配置する。

スクールロイヤー事業

学校が直面する法的課題について、弁護士による相談や指導助言を行う。また、いじめ対応に関する教員向けの研修を法的側面から行う。

(2) 学校の取組

「仙台市いじめの防止等に関する条例」、「仙台市いじめ防止基本方針」及び各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起りうる問題であるという危機意識を持って、未然防止、早期発見及び早期対応に向けた取組を適切に進める。

未然防止に向けて ～主に集団の育成を通して～

望ましい人間関係を形成する

いじめに向かわない児童生徒を育成するという意識を強く持ち、集団生活を通して、児童生徒の望ましい人間関係を形成することを目指す。

自己有用感を獲得させる

授業や当番活動、諸行事などの様々な活動を通して、児童生徒一人ひとりに、自己有用感を獲得させることを目指す。

他者の存在を大切に感じる心を育む

自分が集団や他者によって生かされていることを実感させ、他者への愛情や、集団の一員としての誇りを育む。

学校風土の見える化を通して安心して学べる場所にする

安心・安全な学校づくりアンケートや学校生活アンケート等を通して、児童生徒の授業への満足感や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校風土や雰囲気を把握し、学校運営に生かしていく。

早期発見・早期対応に向けて ～組織的な対応～

アンケート調査の有効活用

仙台市いじめアンケート及び学校独自のアンケート等を実施し、定期的な教育相談につなげなど、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

相談窓口の周知と情報の共有

相談窓口を明確にし、広く周知するとともに、得られた情報の共有化と連絡系統の一元化を図る。

組織的な対応

早期発見及び認知した際の対応方針の検討をはじめ、事実確認や解決に向けての指導に至るまで、常時、組織で対応する。

豊かな心の育成について

1 ねらい

- (1) いじめ防止・不登校支援・命を大切にする教育の推進
- (2) 互いを理解し思いやる心を育む取組の推進

2 現状と課題

いじめの認知件数や不登校の児童生徒数は、依然として高い水準で推移しており、未然防止や早期発見、早期対応、不登校児童生徒の社会的自立や学びの多様化に向けた支援の充実は、喫緊の課題である。また、震災等に起因する心の健康問題を抱えた児童生徒に対する中長期的なケアにも継続して取り組む必要がある。

いじめや不登校支援、心のケアには、学校全体として情報を共有して、組織で対応することが求められる。さらに、いじめや不登校の未然防止のために、豊かな人間性を育む授業や楽しい学校・学級づくりにも積極的に取り組んでいくことが求められる。

◇ 児童生徒に必要とされる「生きる力」の核となる＜豊かな人間性＞とは

- 美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性
- 正義感や公正さを重んじる心
- 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 他者を思いやる心や社会貢献の精神
- 自立心、自己抑制力、責任感
- 他者との共生や異質なものへの寛容

3 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

いじめ防止・不登校支援・命を大切にする教育の推進

- 各学校において、いじめ対策担当教諭、不登校支援コーディネーターを明確に位置付け、いじめや不登校の未然防止に向けて学校組織を挙げて積極的に取り組む。
- 適切な指導・支援が行えるよう相談窓口やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制の一層の充実を図る。
- 児童生徒の心のケアを図るために巡回相談による対応を充実させる。

道徳科の授業や学級活動を中心とした取組の充実

道徳科や学級活動のねらいや指導方法について理解を深め、主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善に努めることを通し、教員一人ひとりが実践的指導力の向上を図るとともに、命を大切にする心や思いやりの心を育む授業、いじめについて考える授業など、喫緊の課題に対応した授業を充実させる。

(2) 学校での取組

【いじめ防止への対応】

- いじめ対策委員会等の校内体制の充実
- アンケート等による早期発見

【心のケアへの対応】

- 教育相談体制の充実
- 教職員の対応力の向上
- スクールカウンセラーの活用

【不登校への対応】

- 不登校対策委員会等の校内支援体制の確立
- スクールソーシャルワーカーの活用
- 不登校支援の充実～「児遊の杜」「杜のひろば」との連携～
- ステーション(別室)での対応

☆『学級担任のための生徒指導ハンドブック』	平成 27 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『教師のための生徒指導ハンドブック』	平成 28 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『子どもの不安変化を見逃さないための生徒指導ハンドブック』	平成 29 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック』	平成 30 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『不登校対策ハンドブック』	平成 31 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『子どもたちの安全・安心を守るためのハンドブック』	令和 2 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック』	令和 3 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『指導困難学級の対応と未然防止生徒指導ハンドブック』	令和 4 年 3 月	仙台市教育委員会
『みとめあう心』(小学校用)	令和 4 年 3 月	仙台市教育委員会
『みとめあう心』(中学校用)	令和 5 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『児童生徒が充実した学校生活を送るためのスクールソーシャルワーカー活用ハンドブック』	令和 5 年 3 月	仙台市教育委員会
☆『学校事故対応ハンドブック』	令和 6 年 3 月	仙台市教育委員会

参考資料



※ ☆は、仙台市教育センターHPに掲載

II-2

確かな学力の育成

～学びに向かう力の向上を図る取組の推進～



目標

「仙台市確かな学力育成プラン2023」に基づき、たくましく生きる力を育みながら、「確かな学力」の要素である「基礎的知識・技能」の習得、「活用する力」の育成、「主体的な学習態度」の形成を目指します。

1 現状と課題

「基礎的知識・技能（生きて働く知識・技能）」や「活用する力（未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等）」、「主体的な学習態度（学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等）」を確実に育むためには、個々の学習状況を的確に把握し、授業の工夫・改善やきめ細かな指導に日々取り組むことが求められる。さらに学習に向かう意識を高める指導も重要である。

これまでの仙台市標準学力検査の結果では、「基礎的知識」において、ほとんどの学年・教科で6～7割の児童生徒が目標値とほぼ同等以上を示している一方で、基礎的知識の定着が不十分な児童生徒も少なからず存在している。こうしたことから、基礎的知識・技能の確実な定着を目指すために、分かる授業づくりや個に応じたきめ細かな指導のより一層の充実が必要である。また、「活用する力」の育成を図るために、実社会・実生活に即した学習や問題解決的な学習を取り入れることが大切である。各教科及び総合的な学習の時間において探究的な学習プロセスを通して、「複数の情報から必要なものを選択する」「資料を根拠とする」等の学習を充実させ、自分の考えを表現する場を設けることが重要となる。

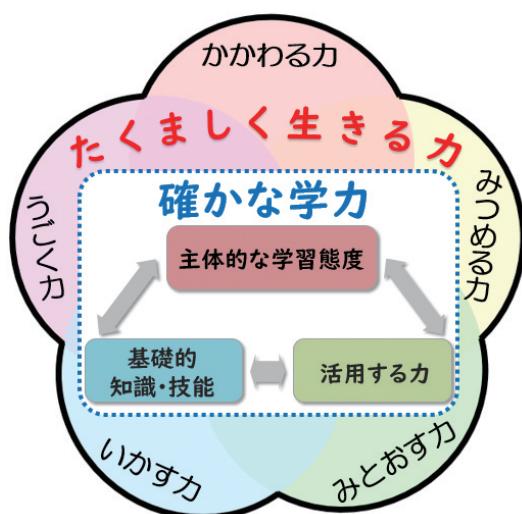
仙台市生活・学習状況調査結果の詳細な分析を基にした学習意欲の科学的研究の結果からは、学力向上の基盤となる学習意欲の向上や基本的な生活習慣、学習習慣の形成が求められている。

前プランの成果と課題を踏まえ、令和5年3月に策定した「仙台市確かな学力育成プラン2023」に基づき、非認知的能力※1も高める「たくましく生きる力」を育みながら、確かな学力の要素である「基礎的知識・技能」の習得、「活用する力」の育成、「主体的な学習態度」の形成に向けて取り組む。

※1 非認知的能力 目標や意欲、興味・関心を持ち、粘り強く、仲間と協調して取り組む態度等

2 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策



「たくましく生きる力」は、自立した「学び」への動機となって、「基礎的知識・技能」「活用する力」「主体的な学習態度」に作用し、「確かな学力」の充実につながります。

A 仙台自分づくり教育の充実

- たくましく生きる力育成プログラム ○職場体験活動
- 仙台子ども体験プラザ ○仙台自分づくり夢教室等
- 楽学プロジェクト ○仙台自分づくりノート
- 仙台自分づくり教育研究会・調査研究

B 確かな指導力の向上

- 授業力向上を目指した研修
- 確かな学力研修委員会による結果分析・課題改善の取組※2
- ICTを活用した教育 ○学力サポートコーディネーター派遣※3
- 教科指導エキスパート派遣※4

C きめ細かな指導の充実

- 小中連携 ○幼保小連携 ○算数・数学における学習支援
- 小学校高学年教科担任制 ○中1 数学少人数指導

D 学習環境等の充実

- 小1のための生活・学習サポーター
- 特別支援教育における学習指導・生活指導補助
- 指導困難学級対策 ○スクール・サポート・スタッフ配置
- さわやか相談員配置 ○社会教育施設等との連携

E 家庭や地域との連携・協働

- コミュニティ・スクール ○学校支援地域本部
- 家庭学習推進 ○「学習意欲」の科学的研究※5

F 学力、生活・学習状況の的確な把握

- 標準学力検査の実施 ○生活・学習状況調査の実施
- 全国学力・学習状況調査

※2 宮城教育大学との連携による学力検査の分析・提案授業づくり
 ※3 授業改善や教科指導力の向上に向けた訪問指導
 ※4 若手教員の指導力向上のための訪問指導
 ※5 東北大との共同プロジェクト

(2) 学校での取組

① 基礎的知識・技能の習得と活用する力の育成

- 探究的な学習を取り入れ、学び方を身に付けさせるとともに、学習過程の中で知識・技能を活用する活動を充実する。
- 授業や放課後、長期休業中の補充的な学習において個に応じた指導を積極的に導入する（特に系統的な指導を要する算数・数学）。
- 各教科等において、児童生徒が自らの考えを広げ深める「対話的な学び」の充実を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成を通じた「深い学び」の実現を目指す。
- 社会、算数・数学、理科においては、特に実生活・実社会における事象との関連を大切にした授業展開の工夫を図る。
- 小学校高学年における、教師の専門性を生かした教科担任制及び交換授業の導入等、校内指導体制を工夫した指導の充実を図る。
- 授業検討会の工夫等、校内研究の充実、また授業づくり研修の活用を図る等、授業の質的改善を目指す。
- 一斉指導に加えて、習熟度別指導や少人数指導、T T指導及び補充的・発展的な学習を実施する。
- 読書活動の充実と習慣化を図る。

② 標準学力検査等の結果に基づく「指導改善」の作成・実施

- 確かな学力研修委員会による授業改善事例等の積極的な活用を通して、確かな指導力の向上に努め、児童生徒がつまずきやすい学習内容の確実な習得を図る（実践授業映像、改善事例集等の活用、オンラインによる授業力レベルアップ研修への参加）。
- 小学校の算数においては、数量・図形の意味や概念を具体的な実感を伴いながら理解させる学習活動を行う。また、「数学的な表現」等を用いて求め方や答えを式や言葉で説明する活動を充実させ、学習内容の確実な定着に努める。
- 校内に「学力向上検討委員会」等を設置して学力検査の結果の分析・検証を行い、明らかになった課題を校内で共有し、改善に向けた取組を実践する。分析結果等について小中で共有し、連携した学力向上策に取り組む。
- 見通しと振り返りを位置付けた授業づくりに取り組む。

③ 児童生徒の学習意欲の喚起・自己肯定感の向上

- 認め合う学級づくり、達成感を得られる授業づくりを進めるとともに、「『学習意欲』の科学的研究に関するプロジェクト」の分析から学力との相関が明らかになった自己肯定感を高めることや親子のコミュニケーションの質的向上を図るために、家庭と連携した取組を工夫する。
- 個別指導やグループ指導、学習内容の習熟に応じた指導等、学習形態を工夫し、分かる喜びに結び付くように、指導の充実を図る。
- 仙台自分づくり教育で育んできた「かかわる力、うごく力、いかす力、みとおす力、みつめる力」の5つの力を教師がすべての学校教育活動の中で意識して指導を行うことで、児童生徒の「たくましく生きる力」を育む。
- 「分かる授業」「学び合う授業」の実現のために、ＩＣＴの効果的な活用を図り、「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実を図る。
- スチューデントシティ及びファイナンスパーク、職場体験活動等、地域や企業、大学と連携した活動等幅広い体験学習の充実を図る。

④ 基本的な生活習慣と学習習慣の定着に向けた家庭、地域との連携

- 生活・学習状況調査の結果について家庭と共有し、児童生徒の基本的な生活習慣、学習習慣の形成に向けた取組を協力して行う。
- 「『学習意欲』の科学的研究に関するプロジェクト」の分析結果を積極的に活用し、学力向上を図る上で有効な生活習慣・学習習慣の啓発に努める。
- 家庭学習においては、学習のねらいや意義、学習方法の具体例等を小中共通理解の下に意図的・計画的に指導するよう努める。
- 学ぶ楽しさを感じながら、必要な学習を自分で考えて取り組む力や課題を解決する力を高め、家庭学習の定着につなげる。
- 家庭・地域との連携により、学びの土台となる家庭、地域の教育環境の充実を図るとともに、コミュニティ・スクールを活用しながら、地域総ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進める。

II-2

目標

確かな学力の育成 ～魅力と活力ある高校教育の推進～



市立高等学校及び中等教育学校が「魅力ある学習の場」であり「活力ある学習の場」となるような高校教育を推進する。

1 現状と課題

グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の急減などに伴う、予見困難な時代の中で、新たな価値を創造していく力を育成するため、「仙台自分づくり教育」のねらいを踏まえ、生徒一人ひとりの進路希望の達成と社会的・職業的自立を目指し、魅力と活力ある高校教育を展開する。

また、平成27年度公表の「仙台市立高等学校の再編に関する検証」に基づき、特色ある学校教育を推進しているところであるが、学習指導要領の改訂に伴い、より一層ICTを活用した学習活動の充実を図り、さらに高大接続改革等に対応するために、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」を具現化する学校づくりをさらに推進する。

2 仙台市立高等学校及び仙台市立中等教育学校での取組

(1) 仙台高等学校

生徒の学力向上と進学目標の達成に向けて、学年に応じた進学重視型単位制のカリキュラムの充実を図り、少人数による普通科教育を展開する。

(2) 仙台工業高等学校

専門教育の深化と資格取得を推進し、産学民の連携を強化した仙台工業高校版デュアルシステムや、文部科学省指定マイスター・ハイスクール事業を活用して更なる充実を図る。定時制課程は、全日制課程と共に施設・設備を有効活用しながら、工業教育の基礎・基本の充実を図る。

(3) 仙台商業高等学校

基礎学力の向上と商業教育の基礎的・基本的知識の習得に重点を置き、資格取得を奨励する。また、組織の一員として社会の変化に柔軟に対応する創造性やコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成するビジネス教育を推進する。

(4) 仙台大志高等学校

生徒一人ひとりの様々な個性や学習ニーズに応えるために、主体的に学ぶことできる時間の保障と多様な履修を可能とするカリキュラムを提供する。

(5) 仙台青陵中等教育学校

ことば、体験、社会とのつながりを重視した教育活動を通して、学力の向上と、自立した人間の育成を目指した体系的・計画的な6年間一貫教育を展開する。

＜令和6年度の市立高等学校及び中等教育学校の状況＞

仙台高等学校

進学重視型単位制普通高校

仙台商業高等学校

ビジネス教育をリードする商業高校

魅力と
活力

仙台工業高等学校

実践的技術者を育成する工業高校

仙台大志高等学校

昼夜間開講型単位制の定時制高校

仙台青陵中等教育学校

6年間の特色あるカリキュラムを実施する
中高一貫教育校

II-3

健やかな体の育成

～望ましい食習慣・運動習慣・生活習慣の確立を目指して～



目標

家庭等との連携を十分に図りながら、学校の教育活動全体で、食育並びに体力向上や心身の健康の保持増進等に関する指導を展開し、児童生徒の望ましい食習慣、運動習慣、生活習慣の確立を目指すなど、健やかな体の育成を図る。

1 現状と課題

近年の社会環境や生活環境の急激な変化及び新型コロナウイルス感染症の長期に及ぶ世界的流行は、人々の生活様式に大きな影響を与えたばかりでなく、児童生徒の心身にも影響をもたらしている。それは、全国的な体力・運動能力の低下をはじめ、肥満傾向やストレスの増加、生活習慣の乱れによる生活習慣病への危険性の高まりなど、様々な健康課題を引き起こしている。本市においても、児童生徒の体力・運動能力は平成30年度をピークに低下傾向に転じ、肥満については令和元年度以降増加傾向が見られている。こうした現状を踏まえ、児童生徒が望ましい食習慣・運動習慣・生活習慣を身に付けることで、心身ともに健康的な生活を過ごすことができるよう、新たに策定した「仙台市健やかな体の育成プラン2024」に基づく取組を推進していく。

また、運動部活動については、各学校が「運動部活動の方針」を適切に運用し、安全面や健康面に配慮しながら、効果的・効率的な運動部活動運営の推進を図っていくとともに、教育委員会においては、国の方針を踏まえ、休日の学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、検討を進めていく。

2 「健やかな体の育成プラン2024」(令和6[2024]年度～令和10[2028]年度)の推進

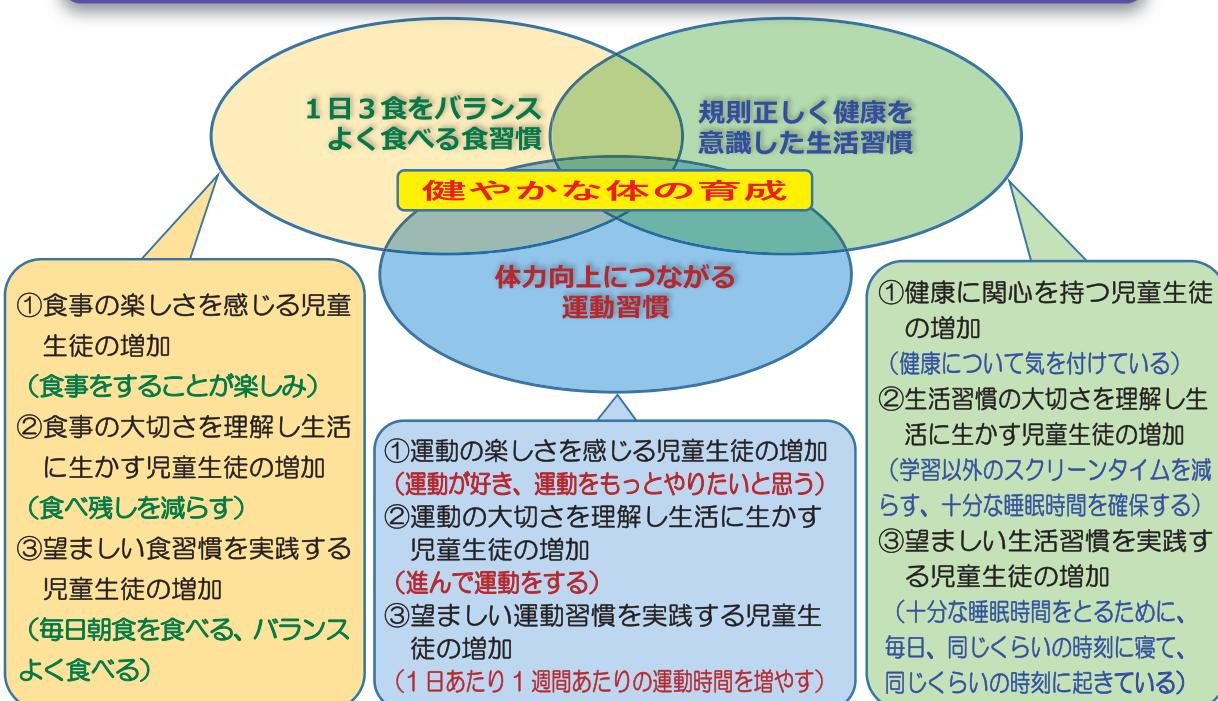
(1) プランの概要

(目指す児童生徒の姿)

バランスよく食べて、進んで運動し、ぐっすり眠る、笑顔と元気あふれる仙台っ子

(プランの目標)

望ましい食習慣・運動習慣・生活習慣を身に付け、毎日の生活を明るく、
楽しく、生き生きと健康的に過ごすことができる児童生徒の育成



※黒文字は、プランの「重点項目」、色文字は、「指標」を表している。

Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

(2) 目標達成のための総合的な6つの施策と主な取組

【施策1：児童生徒の健康実態の把握と活用】

- ・全児童生徒を対象にした仙台市健康実態調査の実施
- ・仙台市スポーツ推進委員の派遣等による体力・運動能力調査の測定支援
- ・健康実態調査と標準学力検査、生活・学習状況調査とを関連させた調査結果の活用
- ・調査結果の児童生徒への個別活用（一人一台端末を活用したモデル事業）など

【施策2：学校・家庭・地域・関係機関との連携・協働】

- ・給食試食会や親子食育講座等の実施
 - ・地場産物の活用による食育の推進
 - ・地域のスポーツ関係団体と連携したスポーツイベント等の実施
 - ・学校保健委員会の活性化による健康教育の推進
- など

【施策3：健康教育の充実と普及・啓発】

- ・健康教育推進校や歯の衛生モデル校の取組と成果の普及
 - ・健康づくりのための保護者用・児童生徒用・未就学児用リーフレットの作成
- など

【施策4：教員の資質能力の向上と指導の充実】

- ・教員の資質能力の向上や授業づくりのための研修の実施
 - ・指導の充実のための資料等の活用
- など

【施策5：運動環境づくりの推進】

- ・運動の日常化を図るためのアイデアの紹介
 - ・持続可能な運動部活動のための環境整備（地域の受け皿づくりや指導者の確保等）
- など

【施策6：学校支援体制の構築】

- ・アスリートや地元スポーツチーム等によるスポーツ教室の実施
 - ・食育・運動・健康に関する指導の全体計画や年間指導計画等のモデルの活用
- など

3 効果的・効率的な運動部活動運営の推進

(1) 全学校における活動方針の策定（平成31年度から毎年度）

- 各学校が、本市方針に則り、「部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- 各学校が、運動部活動の年間活動計画〔強化練習期間（ハイシーズン）、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）の設定等〕を作成し、公表する。
- 毎月の活動計画（活動時間、休養日、練習試合や大会等）を文書で生徒及び保護者へ通知する。
※詳細は、「運動部活動の方針」（平成30年10月）参照

(2) 本市の部活動地域移行の方向性

- 休日の学校部活動の地域連携・地域移行に向けて検討を進める。
- 具体的な手法として、以下の内容を主に取り組む。
①実態の把握（アンケート調査等）、②情報交換会（協議会）の開催、③部活動指導員・外部指導者の活用、④局内関係課の連絡調整会議の開催、⑤学校への情報提供 等

参照資料

◎『小学校体育まるわかりハンドブック』	(平成24年5月)	[文部科学省]
◎『食に関する指導の手引－第二次改訂版－』	(平成31年3月)	[文部科学省]
◎『「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き』	(平成31年3月)	[文部科学省]
◎『「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き』	(令和2年3月)	[文部科学省]
◎『「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引き』	(令和3年3月)	[文部科学省]
○『パワーアップ仙台っ子～運動の日常化に向けたアイデア集～』 ・『食物アレルギー対応の手引き 2014』	(平成26年4月) (平成26年10月)	[仙台市教育委員会]
○『パワーアップ仙台っ子プロジェクト』	(平成27・28年4月)	[仙台市教育委員会]
・『運動部活動の方針』 『仙台市食に関する指導の手引 第二次改訂版』 『令和5年度 健康教育推進校実践事例集』 『令和5年度 健康実態調査報告書』	(平成30年10月) (令和4年3月) (令和6年3月) (令和6年3月)	[仙台市教育委員会]
		[仙台市教育委員会]

※ ◎は文部科学省HP、○は仙台市教育委員会HP、●はC4th「書庫」に掲載

II-4

危機対応力の育成 ～安心を創る「仙台版防災教育」～



目
標

- ① 震災の教訓を生かし、平常時から災害に備え、災害時に自分の命を守り、安全を確保する自助の力、そして、平常時から他の人や地域の力となり、災害時の対応や地域の復興に協力し参画する共助の力を育むことを目指す。
- ② 児童生徒に身に付けさせる防災対応力は、平常時における「防災」と、災害時における「災害対応」の双方の力を意味するものである。両者は不可分なものであり、二つの視点を踏まえて「自助の力」「共助の力」の育成を図る。

1 仙台版防災教育の基本的な考え方

- (1) 仙台版防災教育とは、平常時から災害に備え、災害時に自分の命を守り、安全を確保する自助の力、そして、平常時から他の人や地域の力となり、災害時の対応や地域の復興に協力し参画する共助の力を児童生徒に育むことを目指し、実施するものである。
- (2) 児童生徒に身に付けさせる防災対応力は、平常時における「防災」と、災害時における「災害対応」の双方の力を意味するものである。
- (3) 防災対応力を育むために、学校、地域の特性及び児童生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等の防災に関わる指導内容を教科等横断的な視点で相互に関連付けた年間指導計画を作成し、教育活動を展開、効果を検証する。
- (4) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、防災教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の三つの柱に基づき総合的に整理し、それらがバランスよく実現できるようにする。

① 知識及び技能の習得

- 災害発生のメカニズムや地域に起こりうる災害について理解し、災害時に危険を予測し安全を確保することができるようになるとともに日常的な備えができるようにする。
- 教科本来の指導を基本としつつ、例えば、社会、理科、保健体育、技術・家庭などにおいて、防災に関連する内容を加味した指導を行う。
- 総合的な学習の時間においては、例えば、防災のための安全な町づくりとその取組などに関する探究的な学習を通して行う。

② 思考力・判断力・表現力等の育成

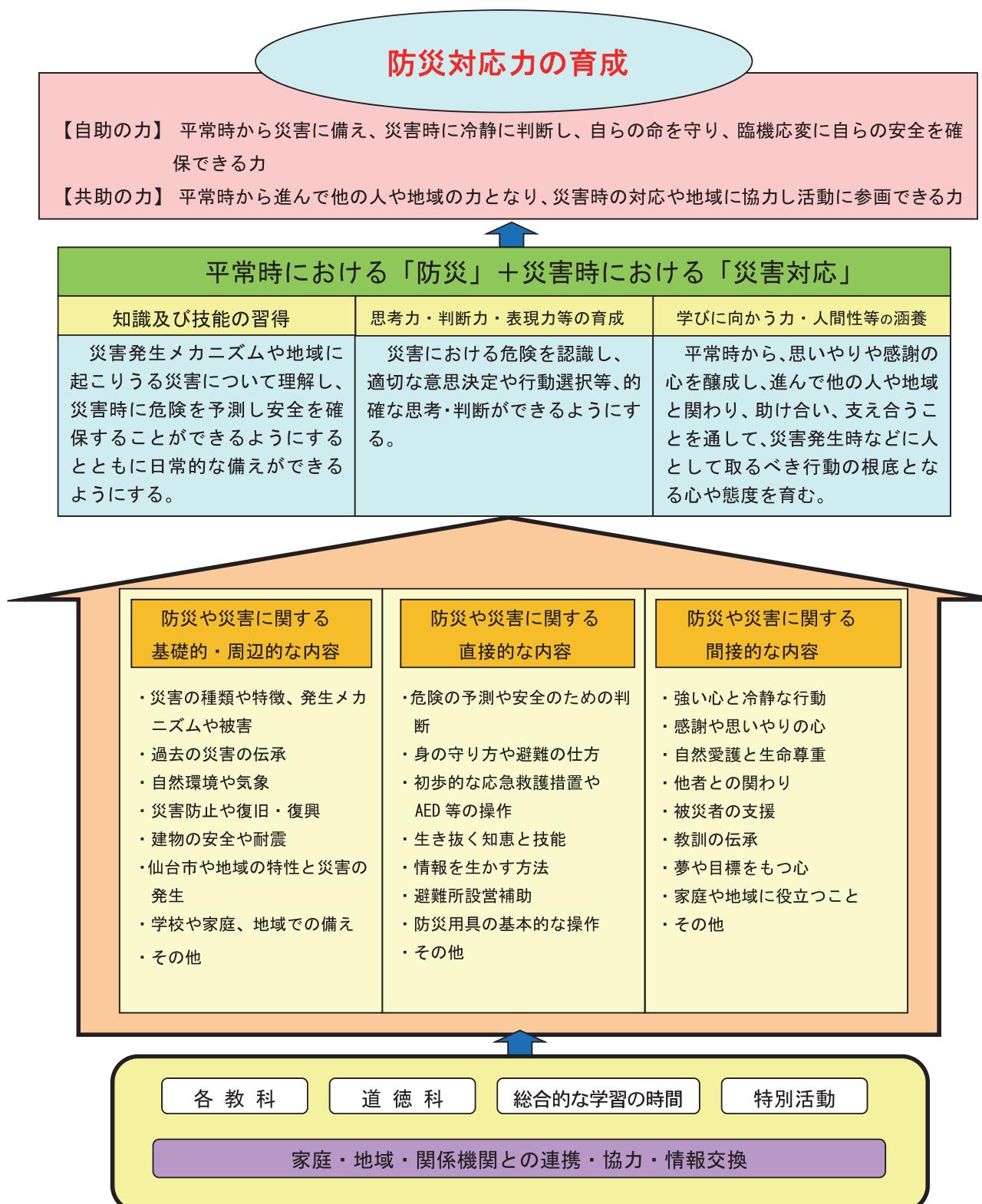
- 災害における危険を認識し、適切な意思決定や行動選択等、的確な思考・判断ができるようになる。
- 具体的な学習活動としては、例えば、避難訓練、救急救護訓練、危険予知や回避・災害発生時の避難や防護の方法に関する学習、地域ハザードマップ作成や屋内外の危険箇所調べ、大雨災害時の避難計画（マイ・タイムライン）の作成などが考えられる。

③ 学びに向かう力、人間性等の涵養

- 平常時から、思いやりや感謝の心を醸成し、進んで他の人や地域と関わり、助け合い、支え合うことを通して、災害発生時などに人として取るべき行動の根底となる心や態度を育む。
- 具体的な学習活動としては、例えば、道徳科における集団や社会との関わりに関する指導や、特別活動における地域清掃ボランティア、高齢者施設の訪問、異年齢集団等の活動などが考えられる。

2 仙台版防災教育の全体像

防災教育は、学校、地域の特性及び児童生徒の発達の段階に応じて、関連する教科等における指導を通して展開される。その際、「知識及び技能の習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びに向かう力・人間性等の涵養」という三つの柱に係る資質・能力の育成がバランスよく実現できるよう留意する。これらの実現により、最終的に本市が目指す総体としての防災対応力（自助の力・共助の力）の育成を図る。



3 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

① 各学校の年間指導計画改善の視点の提示

新たな防災教育モデル校(平成24～26年度)や研究推進取組発表校（平成27～令和3年度）の取組の成果及び学習指導要領を踏まえた令和6年度の年間指導計画改善の視点は、次のとおりとする。

< 年間指導計画改善の視点 >

- ① 地域や児童生徒の実態に応じた目指す児童生徒の姿の実現に必要な学習を、教科等横断的な視点で組み立てること。その際、避難訓練等の単発のイベント型にとどまらず、教育課程全体を基盤とした年間を通した継続的な実践とすること。
- ② 仙台版防災教育年間指導計画の実施状況を評価し、その改善を図ること。その際、防災教育として位置付けることができる教科や単元及び学習内容が適切に位置付けられているか否かを点検すること。
- ③ 仙台版防災教育の実施に必要な人的又は物的な体制を年間指導計画に的確に示すこと。
- ④ 管理職不在時や電源喪失時の避難訓練など、様々な可能性を踏まえた多様な避難訓練を工夫すること。

なお、震災の教訓を生かした防災対応力の育成を図るため、各学校における年間指導計画に次の事項を適宜位置付けることとする。

- 学区内の自然環境や社会環境等に応じた防災に関する活動の実践
- 仙台版防災教育副読本の活用
- 東日本大震災の体験者からの講話等を通して、震災の教訓と記憶の風化の防止を踏まえた取組
- 学区内等の学校同士や保護者、地域との合同による防災訓練の実施
- 仙台市復興ソングの継承

② 各学校の年間指導計画改善の推進

- 東日本大震災以降の社会の変容を踏まえ、児童生徒や地域の実態に即した年間指導計画への改善を推進する。
- 仙台版防災教育研修における講話や演習等を踏まえ、各学校の仙台版防災教育の年間指導計画改善の推進を図る。

③ 仙台版防災教育副読本の活用の推進

児童生徒に震災の教訓を伝え、記憶の風化を防ぎ、災害に関する正しい知識や防災対応力を身に付けさせるため、仙台版防災教育副読本の計画的な活用を推進する。

④ 「仙台版防災教育実践ガイド（改訂版）」の活用 ※令和5年3月改訂

学習指導要領を踏まえ各教科等の防災に関する指導内容を教科等横断的な視点で関連付けた年間指導計画の作成の手順や授業づくりのポイント、授業実践例などの活用を推進する。

⑤ 「震災遺構仙台市立荒浜小学校」活用学習の推進

東日本大震災の教訓及び記憶の風化を防止する学習の推進に向け、震災における津波の脅威や教訓を伝えるために保存された「震災遺構仙台市立荒浜小学校」活用学習を全小学校において推進する。

⑥ 仙台版防災教育研修

防災主任を対象とした研修を実施し、有識者による講話や学校間、校種間の情報交換等を通して防災主任の役割を再確認するとともに、児童生徒の防災対応力育成の一層の充実を図る。

Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

(2) 学校での取組

① 学校・地域の実態に応じた年間指導計画の作成・実施・検証

防災に関する各教科等の関連した内容を洗い出し、各学校が学校・地域の実態を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明らかにした年間指導計画を作成し、教育活動を展開、効果を検証する。

< 年間指導計画作成上の留意点 >

- 各学校の防災教育の目的や目標の実現に必要な教育内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- 小学校、中学校、高等学校等それぞれにおいて、児童生徒等の発達の段階に合わせた防災教育の目標を設定する。同一校種内における学年間の指導に系統性や発展性をもたらすとともに、同一指導内容でも学校種に応じて指導や活動の広がりや深まりが増していくように計画を立てること。
- 大雨による河川の氾濫や道路の冠水、倒木、地滑り、土砂崩れ、雷、竜巻等の災害は局所的に発生する。児童生徒が日常の生活地域外で遭遇する可能性のある災害についても、幅広い防災対応力を育んでいくこと。
- 児童生徒の実践的な防災対応力を向上させるために、休み時間等の様々な時間帯や場所を想定した避難訓練、集団下校訓練、引渡し訓練や、地域版避難所運営マニュアルによる合同防災訓練、弾道ミサイル発射・着弾に備えた避難訓練など、多様な訓練を計画的に実施すること。
- 防災に関する授業、合同防災訓練、ボランティア活動など学区内の小小・小中、保護者や地域等との「連携」を軸とした活動を防災教育に関連させて実施することも考えられる。
- 児童生徒の多くが震災後に生まれ、震災時の体験や記憶がないことを踏まえ、その時の状況、人々の対応や思い、他地域からの支援等、生きた体験を伝承しながら防災対応力を身に付けさせるために、仙台版防災教育副読本やゲストティーチャー及び震災遺構等の活用、教師自身の語りなどを計画的に設定し、震災を学び、伝える授業の充実を図ること。また、震災を風化させないという視点から、各学校の特色を生かした「故郷復興プロジェクト」に取り組むこと。

4 防災教育実施上の留意点

【地域とともに歩む学校づくりの推進】 学校と地域の平素からの信頼関係やつながりは、災害時の大きな力となる。例えば、授業参観時に、保護者だけではなく地域住民も対象としている学校も多いが、地域防災の視点からも、授業をはじめ学校の公開に努め、互いに顔の見える関係づくりを推進していくことも必要である。

【各家庭や地域の実態把握】 震災時、児童生徒の最終的な安否確認を家庭訪問によって行った事例が多く報告されている。また、授業再開日を知らせるプリントを各家庭へポスティングした学校もある。各家庭や地域の環境や実態、危険箇所などを教職員が把握しておくことは、防災上必要なことである。

【居住地校交流の推進】 特別支援学校に通学している児童生徒が在宅時に災害が発生した場合は、近隣の小・中学校に避難する可能性がある。居住地校交流などの機会を有効に活用し、児童生徒が互いに理解し、助け合える心を醸成しておく必要がある。



参考資料 (○仙台市教育委員会HP ☆仙台市教育センターHP に掲載)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ○平成24～26年度 新たな学校防災教育推進協議会の取組 | 平成24～26年 仙台市教育委員会 |
| ○平成27年度 新たな防災教育 研究推進取組発表校 発表会資料 | 平成27年 仙台市教育委員会 |
| ○平成28～令和3年度 仙台版防災教育研究推進取組発表校発表会資料 | 平成28年～令和3年 仙台市教育委員会 |
| ○「仙台版防災教育実践ガイド」(令和5年3月改訂) | 令和5年 仙台市教育委員会 |
| ☆仙台版防災教育副読本WebBook | 令和3年～5年 仙台市教育委員会 |

II-4

危機対応力の育成 ～子どもたちの安全・安心の確保～



目標

学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にし、幼児児童生徒の安全確保対策の充実を目指す。

1 現状と課題

登下校時等において、不審者等との遭遇事案が発生し、幼児児童生徒の生命や心身等の安全が脅かされている状況にある。また、平成31年4月より、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」が施行され、自転車利用のマナーアップを含めた交通安全教育の充実を図ることが求められている。さらに、食物アレルギー等による学校事故も見られる中、幼児児童生徒が安心して学校や地域で生活できるように保護者、地域、関係機関等との連携を図りながら、安全確保対策をより一層推進することが求められている。

2 学校の主な取組

(1) 安全確保への取組

① 安心して生活できる環境づくり

防犯・子どもを守ろうデーの実施や仙台・まもらいだー、学校ボランティア防犯巡視員等による見守り活動を実施する。また、保護者や地域から寄せられる不審者等の情報については、一斉配信メールを利用するなど保護者や保育施設、児童館、町内会と情報を共有するとともに、各関係機関との連携も図る。



仙台・まもらいだー見守り活動

② 防犯マニュアル作成と防犯訓練の実施

各校の実情に応じて作成した防犯対策のマニュアルに基づき、防犯訓練等を実施する。

③ 防犯・非行防止教室等の実施

関係機関と連携し、防犯教室、非行防止教室、スマート等安全教室などを実施する。

④ 生活安全教育の推進

生活安全に関する指導や防犯マップの作成等を通して、地域の危険箇所等の周知徹底と危険予知・危機回避能力の育成を図る。

⑤ 通学路の合同点検

通学路の安全確保を図るため、学校、道路管理者、警察などの関係機関により通学路の合同点検を実施し、各機関で連携して取組を推進する。

(2) 学校における「食物アレルギー」への対応

① 情報把握・保護者との連携

個別面談等において、食物アレルギーを有する幼児児童生徒及び保護者の学校生活に対する不安を解消するように配慮し、正確な情報の把握に努める。また、食物アレルギーに関する正しい知識と幼児児童生徒の症状や対応について共通理解を図るために、全職員での校内研修会を実施する。

② アナフィラキシー等の緊急時への対応

緊急時対応マニュアル等を活用し、全職員で連携して対応できる体制をつくる。

③ 食物アレルギー対応食のチェック体制

アレルギーの原因となる食品の混入、誤食や誤配がないようチェック体制を整える。

(3) 交通安全教育の充実

① 通学路等の交通安全

幼児児童生徒の交通事故防止と交通ルールの遵守及びマナー向上のため、関係機関と連携した効果的な交通安全教室の実施や教科等における交通安全教育の充実を図る。

② 「仙台市自転車の安全利用に関する条例」に基づいた自転車の安全利用の指導

自転車損害賠償保険等への加入義務の重要性を意識させる指導やヘルメット着用の安全性に関する指導の徹底を図るなどしながら、自転車の交通ルール遵守徹底と交通事故防止に努め、マナーアップに関する活動の推進を図る。